



2017年4月13日

各位

会社名 株式会社 エー・ディー・ワークス  
代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫  
(コード番号：3250 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役 CFO 細谷 佳津年  
電話番号 03-4500-4208

## 2017年3月期の株式報酬交付実績及び取締役保有株式に対する考え方について

### 1. 株式報酬の交付実績について

当社は、2014年6月24日開催の第88期定時株主総会及び2015年6月23日開催の第89期定時株主総会において、当社グループの取締役に対する信託式損金算入型株式報酬制度の導入及び改定を決議いたしました。本決議に基づく、2017年3月期における株式報酬の交付実績は、以下の通りです。

支給株式数	対象者数	取締役への全報酬に占める自社株式の割合
2,051,279	5	26.8%

なお、株式報酬は、当社の代表取締役、役付取締役、その他の取締役、及び使用人兼務取締役、並びに対象子会社の代表取締役に対して支給しております。

### 2. 当社取締役が保有する株式に対する考え方について

#### 2-① 当社の持続的成長と当社取締役の持株比率の関係

当社は、事業構造が確立した不動産業界にあって、イノベティブな企業として独自のビジネスモデルにより持続的な成長を実現するためには、創業の理念に基づく一貫したリーダーシップのもとでスピーディーな意思決定に基づく事業展開が必要であると同時に、資本政策を駆使しながら資金調達を実現することにより事業規模を拡大してゆくことが必要不可欠であると認識しております。

従い、こうした資本政策の実施に伴って、筆頭株主である代表取締役をはじめ当社取締役の持株比率が漸減してゆくことは想定される帰趨であると認識しております。

#### 2-② 役員報酬と当社取締役の持株比率の関係

当社は上記「1. 株式報酬の交付実績について」のとおり、かねてより役員株式報酬制度を導入いたしております。

一方、この株式報酬に関しては、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-2①において、「持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである」とされているところ、当社は、2016年9月30日公表の「コーポレートガバナンス報告書」及び「コーポレートガバナンス・コードに対する当社ガイドライン(方針及び取組み)」の中で、同原則について自社株報酬の割合を十分な水準に引き上げることを検討していく旨をエクスプレインしております。

従って当社は、今後、役員報酬として当社株式を受領することにより、当社取締役の当社株式の保有株式が随時増加する可能性があることを認識しております。他方で、受領した株式の売却等により、当社取締役の保有株式が随時減少する可能性があることも認識しております。

当社は今後とも、適切なコーポレートガバナンスを維持しながら、柔軟かつ機動的な経営を行うことにより、持続的な成長を実現し、株主各位のご期待に応えてまいります。

以上